

過去勤務期間の通算取扱い

通算の申し出

特定退職金共済制度に新規に加入する際、すでに1年以上勤務している職員について、加入申込時までの継続した勤務期間(最高10年)を通算することができます。所定の「会員加入申込書兼過去勤務期間通算申出書」に記載し、お申し込みください。

過去勤務通算期間

通算できる過去勤務期間は、職員毎に10年間の限度となります。(1年未満の端数月は切り捨てて、年単位とします)

過去勤務掛金月額(口数)

通算できる口数は、60口を限度として新規加入時の基本掛金口数の範囲内で事業主が決めます。また、加入時に設定した額は納付完了時まで変更できません。

過去勤務掛金及び納付期間

過去勤務掛金月額は、次の計算式により算定される額で、この額を下表の納付期間で納付していただくことになります。

$$\text{計算式：過去勤務掛金月額} = \text{口数} \times 500\text{円} \times \text{掛金率} \dots (A)$$

過去勤務期間の年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0
納付期間(月数)	12	24	36	48	60	60	60	60	60	60

(注) 納付期間終了前に定年等により退職することが明らかな加入職員については、退職することとなる年月までの月数で納付します。(計算式：(A) × 納付月数 ÷ 加入月から退職月までの月数)

